

【適用ガイダンス】

基準 6.1 内部監査への負託事項

要求事項

内部監査部門長は、取締役会及び最高経営者に対し、内部監査への負託事項を定めるために必要な情報を提供しなければならない。内部監査部門の負託事項の全部又は一部が法令又は規則で規定されている法域や業界では、内部監査基本規程に負託事項の法的要件を含めなければならない（基準6.2（内部監査基本規程）及び「公共セクターにおける『グローバル内部監査基準』の適用」も参照のこと）。

取締役会及び最高経営者が内部監査業務の範囲と種類を決定するのを支援するために、内部監査部門長は、他の内部及び外部のアシュアランス・プロバイダと調整し、互いの役割と責任についての理解を得るようにしなければならない（基準9.5（連携と依拠）も参照のこと）。

内部監査部門長は、負託事項を内部監査基本規程に文書化するか、参照先として記述しなければならない。その内部監査基本規程は取締役会に承認されることになる（基準6.2（内部監査基本規程）も参照のこと）。

定期的に、内部監査部門長は、状況の変化により内部監査への負託事項について取締役会及び最高経営者と議論することが正当化されるかどうかを評価しなければならない。その場合、内部監査部門長は、内部監査の権限、役割及び責任が、内部監査部門がその戦略を達成し、目標を達成することを引き続き可能にするかどうかを評価するために、取締役会及び最高経営者と内部監査への負託事項について議論しなければならない。

必須条件

取締役会

- ・ 内部監査部門の適切な権限、役割及び責任について、内部監査部門長及び最

高経営者と協議する。

- ・ 内部監査基本規程を承認する。内部監査基本規程には、内部監査への負託事項、並びに内部監査業務の範囲及び種類が含まれる。

最高経営者

- ・ 取締役会及び内部監査部門長との議論に参加し、内部監査への負託事項を設定する際に取締役会が考慮すべき、内部監査部門に対する期待事項について意見を提供する。
- ・ 内部監査への負託事項を組織体全体で支持し、内部監査部門に付与された権限を周知させる。

【目的】

本適用ガイダンスの目的は、負託事項の設定と見直しのタイミング及び取締役会の解釈を明らかにすることにある。

【ガイダンス】

負託事項は、用語一覧で示されるように内部監査部門の権限、役割及び責任であり、その内容は本基準の「実施に当たって考慮すべき事項」を勘案することになる。会社法は、取締役会（会社法上の機関）に内部統制決議を求めるが¹、その際内部監査への負託事項を含めて内部統制の方針を決定することが望ましい。

また、会社法は、取締役会（会社法上の機関）に当該会社の業務執行の決定²及び取締役又は執行役等の職務執行の監督³を義務付けていることから、取締役に課せられる役割である意思決定と監督に貢献するため、特に総じて情報収集力が劣るとされる社外取締役の監督能力を担保するためには、内部監査からの情報が有用である。したがって負託事項は、内

¹ 各機関設計ごとに根拠条文は異なるので、第 362 条第 4 項第 6 号、第 399 条の 13 第 1 項 1 号ハ及び第 416 条第 1 項第 1 号ホを参照のこと。

² 同上により、第 362 条第 2 項第 1 号、第 399 条の 13 第 2 項又は第 416 条第 1 項第 1 号を参照のこと。

³ 同上により、第 362 条第 2 項第 2 号、第 399 条の 13 第 1 項第 2 号又は第 416 条第 1 項第 2 号を参照のこと。

部監査の役割を果たすべき相手（責任を果たす対象となる主要なステークホルダー）についても考慮することが必要であり、一般に主要なステークホルダーと想定されている取締役の一部が除外されたなかで負託事項が設定されることは避けるべきであろう。

しかしながら、監査等委員会または監査委員会は、その職務を果たすに当たって内部統制（内部監査機能）を用いた組織監査が前提になっていることに鑑みると、本基準で示されている取締役会とは、以下のうち少なくとも1つ以上を指すものとする。

- ① 取締役会（会社法上の機関）
- ② 監査等委員会又は監査委員会

なお、内部監査部門長が環境変化（「グローバル内部監査基準」（GIAS）の大幅な改訂、機関設計の変更、取締役会の構成の変化、従来の負託事項の達成が不可能となるような経営環境の変化等）を認識した場合、内部監査部門（長）の位置付けに変更があった場合及び内部監査部門長が交代した場合には、改めて負託事項の議論及び承認が必要となる。

また、最高経営者のとるべき行動（必須条件）としての「内部監査への負託事項を組織体全体で支持し、内部監査部門に付与された権限を周知させる」こととは、例えば、社員教育研修、社内広報誌やイントラネットにおいて同趣旨を最高経営者からのメッセージとして周知させるといった方法が挙げられる。この趣旨を最高経営者に認識してもらい、実行に移してもらうよう働きかけるのも内部監査部門長の務めである。